

運 営 推 進 会 議 開 催 結 果

開催日時		令和 3年 5月 12日 (水)	14時～ 14時40分
利用者	1名	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から予定しておりました運営推進会議の開催を書面で実施いたしました。	
利用者家族	0名		
地域住民の代表者	1名		
市職員	1名		
地域包括支援センター職員	1名		
事業所	5名		
		・次回開催日 令和3年7月30日(金)	
会 議 録			
◇4月、5月におこなった活動報告			
* 4月の行事予定のお花見は、桜の開花状況により、3月下旬に交代で車窓から楽しみました。			
* 5月5日(水)端午の節句・・・チラシ寿司・柏餅など召し上がっていただきました。 この日は体調悪い人やお昼寝して起きて頂けなかったため、参加人数が少なく、寂しかったです。 背くらべや鯉のぼりの歌などを歌いました。また子供の頃のお話に花咲きました。			
* 5月6日(木)、20日(木)訪問歯科			
* 5月9日(日)母の日・・・皆さんにご自身のお母さんのお名前をお聞きしてみました。 皆さんお母さんの事はしっかりと覚えてみえました。そして母の日のプレゼントをお渡ししました。			
* 5月24日(月)往診日			
* 5月29日(土)運営推進会議・・・27日を29日に変更して実施			
* 5月29日(土)たこ焼きパーティー・・・粉を練ってもらったり、鉄板に流してもらったり、くるくるとひっくり返してもらいました。ご自分で焼いたたこ焼きを「熱い熱い」と言いながら召し上がっていました。 「美味しかった」と満足して下さいました。			
◇行事予定			
* 6月・・・父の日、訪問理美容、往診、訪問歯科			
* 6月下旬に防災点検を実施予定			
* 7月・・・七夕会、土用の丑			
* 7月30日(金)運営推進会議			
* 外出や行事ができていませんが、おやつ作りなどを取り入れてまいります。			
◇事故報告・・・事故が起きないよう気を付けていますが、いつ発生するか分かりません。 気を引き締めて接してまいります。			
4月20日 事A様・・・入浴時に後頭部にコブ、右顎に打撲痕を発見。(本人より居室で転倒したと聞く)			
4月22日 事A様・・・朝の更衣時に発見。後頭部にコブ、背中上部皮膚めくれ。(本人より居室で転倒したと聞く)			
4月26日 事B様・・・昼食後の投薬忘れ。(投薬漏れ)			
5月 2日 事C様・・・洗面所前の椅子に座っていた所、立ち上がり転倒。救急搬送する。 左大腿骨頸部骨折と診断され、手術せず保存療法となる。			
5月 7日 事A様・・・席を立つ時にふらつかれ転倒。			
5月25日 事D様・・・席を立つ時にふらつかれ転倒。			
* ヒヤリハットはありませんでした。			

◇身体拘束等の適正化

◎今年度は職員も増えたため、身体拘束について初めから考えてまいります。

◇身体拘束の考え方

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれる事は許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当すると考えられる。

◇身体拘束がもたらす弊害

- ・身体的弊害・・・①関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生の外的弊害をもたらす。
②食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内部弊害をもたらす。
③無理な立ち上がりによる転倒(車いす)、乗り越えによる転落事故(ベッド)、拘束具による事故を発生させる危険性。
- * ケアにおいて追求させるべき「高齢者の機能回復」という目標とは正反対の結果を招く恐れがある。
- ・精神的弊害・・・①不安や怒り、屈辱、あきらめという精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳を侵すことになる。
②拘束によりさらに認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらす。
③家族にも精神的苦痛を与える。家族が拘束されているのを見た時、混乱し、後悔し、罪悪感にさいなまれる
④看護や介護する職員にも自分がするケアに対して誇りを持たず、安易な拘束が士気の低下を招く。
- ・社会的弊害・・・職員の士気の低下を招くばかりか、施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがある。身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす。

※「一時的」と始めた身体拘束が、時間とともに、「常時」の拘束になってしまいます。

拘束をすることで体力が衰え、認知症が進み、その結果、せん妄や転倒などの障害が生じます。

そのためにさらに拘束を必要とする状況がでてくる。

※毎日の流れから拘束と忘れがちになってしまっています。大丈夫と思っていたことが拘束になりうることも考えられます。ケアの見直しなどして拘束とならないよう考えてまいります。

◇次回開催日 令和 3年 7月 30日 (金) 14:00～ 開催予定